

柚井遺跡出土木簡の再検討

榮 原 永遠男

一 はじめに

一九八五年一〇月、三重県津市在住の鈴木健哉氏宅で、柚井遺跡（三重県桑名郡多度町柚井一番割）出土の木簡が再発見された。この木簡は、一九二八年（昭和三）という、極めて早い時期に出土し、同氏の父鈴木敏雄氏の所有に帰した。しかし、その後所在不明となり、後述のごとく、近年の追究にもかかわらず、現物を見い出すには至らなかつたものである。このたび、実に約五七年ぶりに、われわれは、この貴重な木簡の実物を手にしうる幸運にめぐまれたのである。そして、実物にもとづいて、些細に釈文その他を再検討することが可能となつた。

以下は、付記に掲げる多くの人々の御教示にもとづいて、現在までに明らかにした点を提示するとともに、若干の貧しい考察を述べようとするものである。

(1) 上述のごとく、一九二八年五月六日に木簡二点が発見され、鈴木敏雄氏の所有に帰した（以下、第2、3号木簡と称する）。一方、同年二月七月のうち、五月六日以外のある日に、多度町在住の伊東富太郎氏によつて、もう一点の木簡が発見された（以下、第1号木簡）。

(2) 一九二八年八月、鈴木敏雄氏は、著作『三重県桑名郡多度町大字柚井貝塚誌考 正編⁽¹⁾』（油印版）に、第2号木簡のことを簡単に紹介した。同氏は、この木簡を「漁網ノ浮木ナルベシ」とし、「上面ニ十数字ヲ黒書セリト雖モ初字「要」、三字目「郷」、六字目「守」ノ外読ミ難シ。」と述べている。

また、鈴木氏は、その後、第2号木簡の赤外線写真を撮影した。

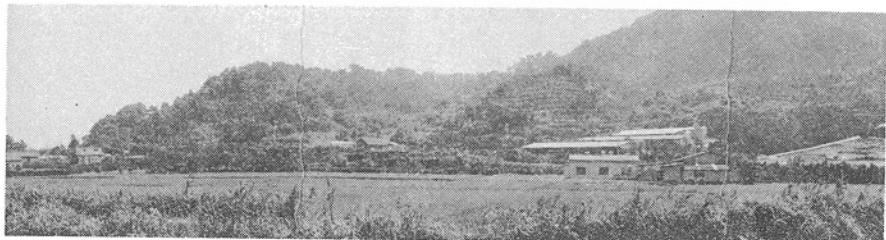


写真1 柚井遺跡近影 1978年8月13日撮影

その正確な撮影時期は不明であるが、おそらく右著作の作成に近いころのことであろう。この写真は、少なくとも一枚焼付けられ、一枚は伊東富太郎氏に送付された。

(3) 一九三一年（昭和6）一月中旬、

「史学地理学同攷会」の秋季見学で、

島田貞彦・中村直勝・藤田元春氏らが

柚井遺跡を訪れた。おそらく伊東富太

郎氏の案内で現地を見学し、同氏の所蔵する第1号木簡をはじめとする遺物を実見した。

島田氏は、これにもとづいて、翌

年「伊勢国桑名郡柚井貝塚に就いて」

『考古学雑誌』二二一〇、一九三一年一

〇月）を発表した。同氏は、この論文

の中で、第1号木簡について、「更に興味あることは長さ六寸五分、幅八分の扁板の上下両端に切込みあるものに次の墨書がある。」として、

櫻樹郷守部春季神代者一斛

という积文を示し、つづいて、「明かに社寺に供献した米穀の表札である。これ亦た文体から推して下降的年次のものであることが立証せられる。」と述べている。右の积文は、出土後かなり早い時期に読まれたものである点で、注意を要する。

(4) 伊東富太郎氏所蔵の第1号木簡は、その後、一九五一年（昭和

二六）三～四月、国立博物館奈良分館（奈良国立博物館）において開催された「三重考古展」に、他の遺物とともに展出された。同館発行の『三重考古展目録』（同年三月十五日発行）に、「墨書木札」としてあげられ、「櫻樹郷□□春□」という积文が付されている。

(5) 右の考古展を機に、一九五四年（昭和29）三月、三重県教育委員会によって、『三重考古図録』（三重県教科書供給所発行）が刊行された。同書には、第1号木簡の約六三%大の写真や、簡単な解説とともに、「櫻樹郷守部春季□□□一斛」という积文が掲げられている（図版84の7、七六ページ）。（4）の考古展と本書によって、第1号木簡の存在は、広く知られるに至った。

(6) 一九五五年一〇月、第1号木簡と、その他の伊東氏所蔵の柚

井遺跡出土遺物は、京都国立博物館に寄託され、現在に至っている。

(7) 木簡学会では、その情報収集活動の一環として、早い時期の木簡出土例の追跡調査を行なうこととなつた。柚井遺跡出土木簡は、筆者が担当した。一九七八年当時、柚井遺跡出土の木簡は、第1号木簡一点のみがよく知られていた。しかし、鈴木敏雄氏によつて早

く報告されていた第2号木簡については、発表の場が少部数の油印版であったこともあり、一般には、ほとんどまったく忘れられていた。

(8)

追跡調査の過程で、伊東春夫氏（富太郎氏令孫）宅で、(2)で前述した第2号木簡の写真一枚が見い出された。これによつて、第1号木簡とは別に、第2号木簡の存在が確実となつた。

(9) この第2号木簡の実物を求めて、鈴木健哉氏（敏雄氏二男）の御好意で、同氏宅に所蔵されている鈴木敏雄氏の収集遺物を、調査させていただいた。しかし、遂に、第2号木簡を見い出すことはできなかつた。だが、第2号木簡の出土事情をうかがわせる資料の存在が明らかとなつた。さらに、従来全く知られていなかつた第3号木簡を発見することができた。

(10)

以上の調査結果と、それにもとづく考察は、一九七九年一二月二日、第一回木簡学会大会（於奈良国立文化財研究所）で口頭報告させていただいた。そして、その後の調査成果とともに、いくつかの文章にまとめることができた。

(11) その後も、第2号木簡の実物を八方捜したが、杳として行方は判明しなかつた。ところが、冒頭にもふれたように、一九八五年一〇月、鈴木健哉氏によつて、御自宅からついに実物が再発見されたのである。

以上が、柚井遺跡出土木簡に関する、従来の経過の概略である。

鈴木健哉氏から連絡をいたいたわたくしは、たちに同氏宅におうかがいし、第2号木簡を拝見させていただいた。そして、同氏の御好意により、木簡およびこれと共に再発見された鈴木敏雄氏のノートを、拝借することができた。

そこで、奈良国立文化財研究所の御好意で、赤外線テレビによつて、釈文の検討を行なつた。また、伊東春夫氏と京都国立博物館の御許可を得て、第1号木簡を拝借し、第1号・第2号木簡を比較検討する機会をもつことができた。

三 検討の結果

第2号木簡の現物を検討することによつて判明した点を、次に述べよう。

1 第2号木簡の形状

まず、法量について、従来は、伊東春夫氏宅にあつた写真の裏面の書き込み（伊東富太郎氏の筆跡）が、唯一の手掛りであつた。その書き込みとは、

長 六寸二分

上 六分四厘

巾 中 六分八厘

下 六分四厘

厚
中
上
下
三分四厘

というものである。しかし、今回実物について計測すると、図1の
ような数値が得られた。

表裏両面は刃物で調整している。表面（墨書のある面）の方が、調整はていねいで、裏面はやや雑に削られている。

側面は、もとの大きな材を、木目に沿って割つてから、簡単に刃物で調整している。左右両側面とも、やや斜めに割れたため、表面の幅より裏面の幅の方が小さくなっている。割つたとの調整は雑である。そのため、割れ目の木目に沿つて生じる凹凸の凸部のみが削られ、凹部はそのまま残されている部分が、左右両側面とも多い。また、右側面の割れは、下方で右に張り出す傾向をもつていて、これもほぼそのまま残されている。

上端は圭頭状に調整している。しかし、頂点の稜は、中央から左

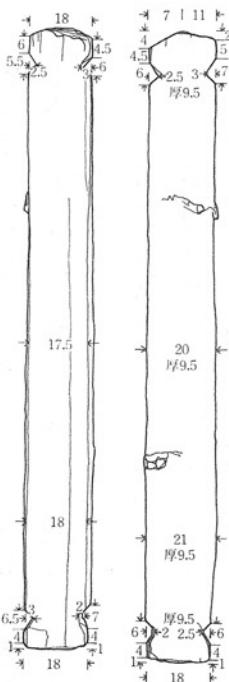


図1 第2号木筒の法量
(単位はミリメートル)

に一ミリほどずれている。また、左側面では、刃物は木目に直角にあてられているのに對し、右側面では、裏面側にやや傾いてあてられている。このため頂点にできる稜線は、表面から裏面方向に行くほど、右方向にそれていくことになる。

下端は、平頭に調整している。下端面の四周に、面取りのようになに、合計四つの切込みが入っている。その状況からみて、もとはさらに長い材であったものを、四周から切込みを入れてから折り取り、その後、折った部分を調整したとみられる。

上下両端近くの左右に、合計四つの切込みがある。いずれも、斜め上方と斜め下方の二方向から、刃物で何回か切込み、両方向から角形の木片が完全に切取られる以前の適当なところで、間の木を折り取っている。このため、切込みはいずれも

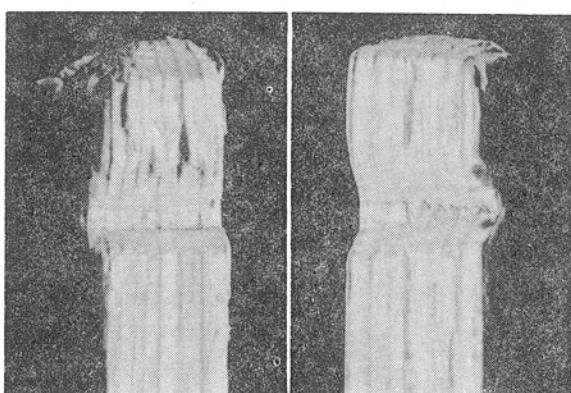


写真2 切込みの状況

三角形を呈しておらず、台形状となっている（写真2）。間には、折り残しと刃物のあとが残っている。切込み作業がもつともうまく行なわれたのは、下端左方で、ほぼ三角形を呈している。しかし、ここでも、一部に折り残しがある。

以上から、第2号木簡の材の作り方は、次のようにあつたと想定される。

もとの材は、左右と下方にさらに続いている。上方にも続いているか否かは、明らかでない。つぎに、このもとの材を、木目にそつて細長く割った。その幅は、大体第2号木簡の幅程度であった。この細長い材のうちの一本の適当なところに、刃物で傷をつけ、折り取った。折り取った材の上下面、左右両側面を調整し、上端は圭頭に、下端は平頭に調整した。

2 第2号木簡の材質

樹種の確定にまでは至らなかつたが、針葉樹の材である。

3 第2号木簡の墨書

今回、赤外線テレビその他の方法で、多くの方々の御教示によつて得られた第2号木簡の积文は、次ページに示したものである。12（积文の文字番号、以下同じ）の偏は、墨が非常にうすれており、肉眼では、かすかに痕跡が認められる程度である。しかし、写真3-（a）（b）のごとく、いずれも木偏の存在が確認された。

2は、写真3-（b）のごとく、省画があるようであり、また、くず

しも激しい。前稿では、「樹」の異体字としたが、断定をひかえたい。

4（写真3-（d））の上部には、後次的なキズが大きく入つており、判読は困難である。また、小さなキズも多く、墨痕か否か見きわめにくい。可能性としては「案」「樂」などが考えられる。しかし、右上から左下へ斜めに平行に走る二本の線は、キズである可能性が高い。そうすると、「案」ではない可能性が強くなる。この二本の線を、キズとして取り去ると、図2のような「樂」のくずれた字体に近くなる。したがつて、「樂」の可能性があるが、なお断定はさけたい。

8（写真3-（h））の旁は、明瞭にオオガイである。問題は偏である。

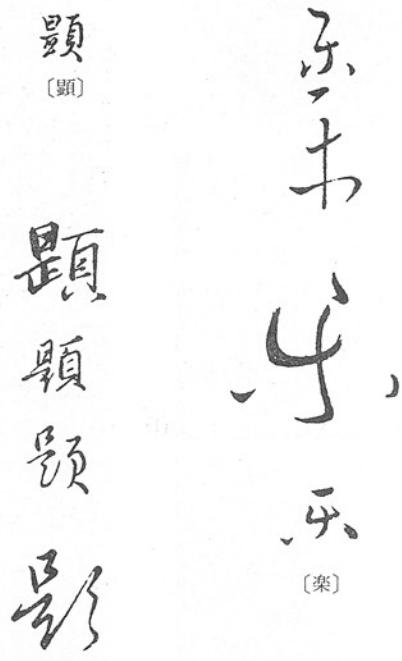


図2 「樂」「題」「頭」の字体
（『五體字類』より）

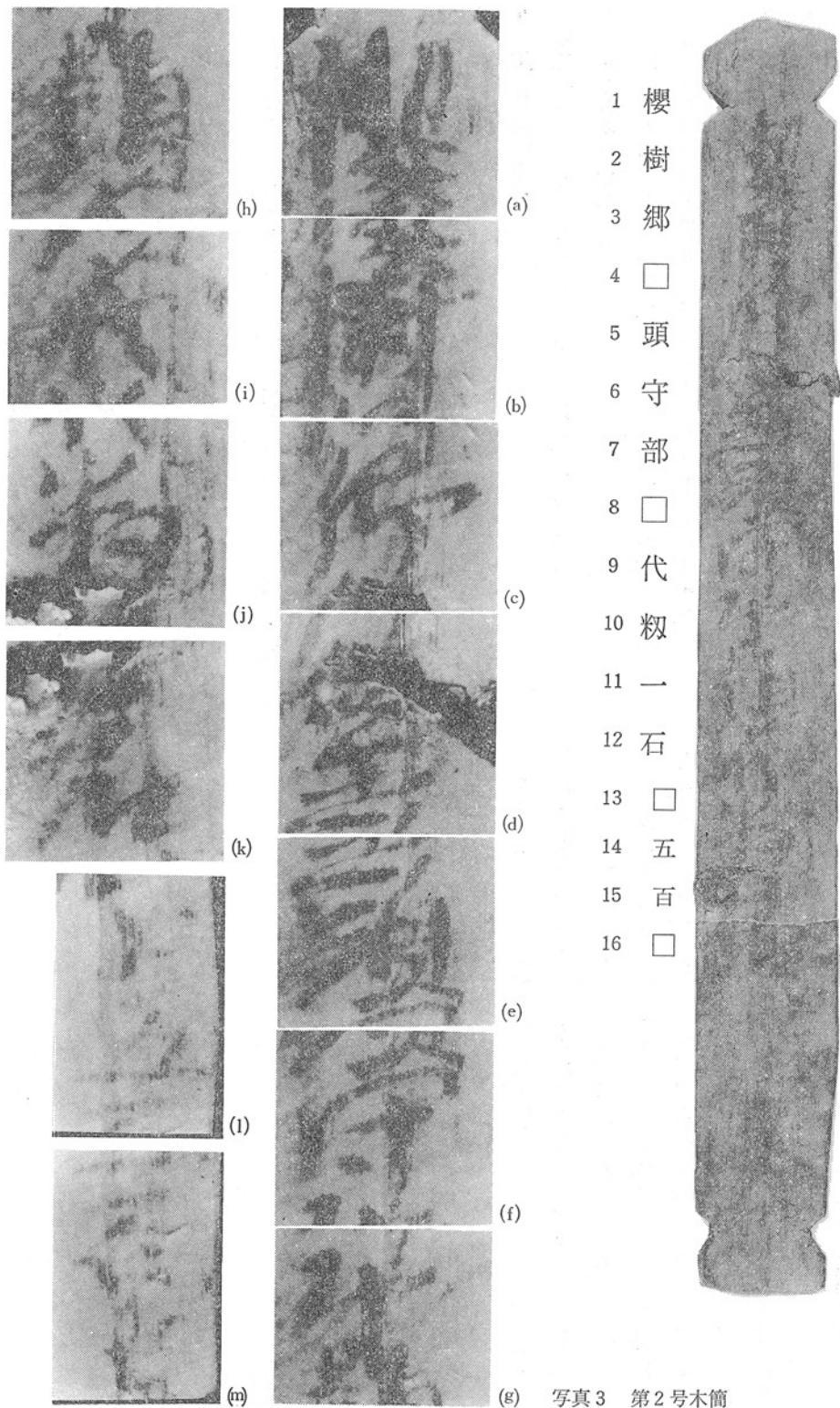


写真3 第2号木筒

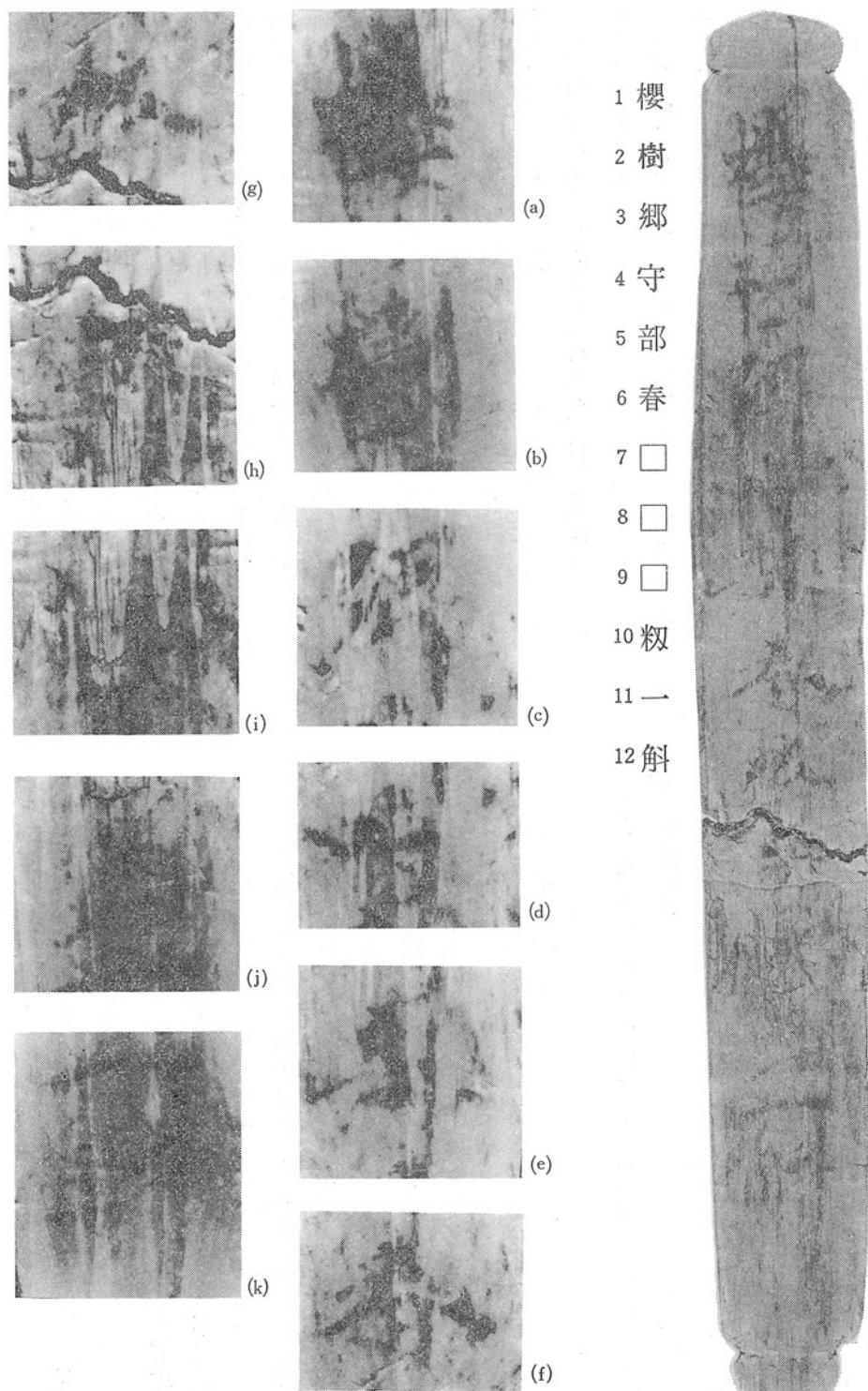


写真4 第1号木簡

偏の上半分を「日」とみると、図2のような「顎」や「題」の字体の一つに似ているように思われる。しかし、とくに「題」の場合、偏の下半分の第二画のタテ棒が、左によりすぎているようにもみえる。また、偏の上半分の「日」とした部分の第二画にあたる部分は、7「部」の最終画のかえしの可能性も、なお残されている。さらに、「日」としても、その第三画や第四画の左端が、不自然に左に出ている点も気にかかる。これらの点を勘案すると、なお判読は困難と言わねばならない。ただし、上述した島田貞彦氏の釈文の「神」ではない。

10は、前稿では「米」としたが、写真3—(j)に明らかなように、「糲」である。

13~16は、前稿では「」とし、「約四文字ぐらいあるよう」にみえるが、さだかではない」とした。しかし、写真3—(l)(m)のように、四文字であることが確かめられる。そのうち14、15は「五百」であると判明した。

なお、伊東氏宅から発見された写真は、表面のみを写したものであつた。このため、裏面に文字があるかどうかは、明らかでなかつた。しかし、今回の検討によると、裏面には、墨痕は確認できなかつた。

3 第1号木簡の検討

第1号木簡を、今回、赤外線テレビによつて、あらためて検討し

た結果、前ページに示した釈文を得ることができた。
2は、写真4—(b)のように、樹の異体字「樹」を用いていることが、改めて確かめられた。

7の部分は、写真4—(g)のよう、腐蝕が進んでいて判然としない。しかし、島田貞彦氏の釈文にある「季」や、『三重考古図録』の釈文「人」ではない。扁と旁のある文字のようである。

8~9の部分は、写真4—(h)(i)のよう、腐蝕が激しく、墨はほとんどのこつていない。したがつて、島田氏の釈文にある「神代」については、否定も肯定もできない。

10は、前稿の段階では読みなかつた。しかし、第2号木簡との比較から、写真4—(j)のよう、「糲」でよいと考えられる。

四 若干の考察

以上の検討結果にもとづいて、墨書の内容について考えてみたい。

1 木簡の性格

第1号木簡と第2号木簡とを比較してみると、書風の違いは大きいが、記載内容や形態には、共通する点が多い。すなわち、(1)「櫻樹郷」という地名を記すこと、また、(2)同郷から書き出して郡名を省いている点、(3)人名の「守部」が共通すること、(4)物品がともに糲で、同じく一斛(石)の荷に付けられた荷札であること、(5)上

端部を圭頭状に整形すること、などである。

この二点の木簡は、前稿でも指摘したごとく、違う日に、したがつて別々の場所から出土した。内容的に関係の深い二点の木簡が、別々の場所から出土した点からみて、両者は、偶然の混入とみるよりも、袖井遺跡と内容的に関連するものであつた可能性が強い。

袖井遺跡からは、「平安」「宅安」「大富」「萬」などの吉祥句を墨書した灰釉陶器や、火きり白、ミニチュアの木製の舟、木製の鳥の頭部、銅鏡、斎串などが出土している。祭祀関係の遺跡であることは明らかである。その位置関係からみて、多度山信仰や多度神社と深い関係にあつた遺跡であろう。

このような性格の遺跡と関係のあるこれらの木簡も、袖井遺跡で行なわれた祭祀と、何らかの関係をもつていた可能性が高い。このことと関係すると思われる点を次に検討したい。

2 「□頭」(第2号木簡)

上述のごとく、第2号木簡の4は、「樂」の可能性があつた。もしこれが妥当であるとすると、「守部」某は「樂頭」であつたことになる。この「樂頭」は、袖井遺跡や多度神社で行なわれた祭祀行為にともなう神樂の奉納と、関係があるかも知れない。

守部氏と音楽との関係を、直接示す史料はきわめて乏しい。しかし、天平一五年(七四三)七月一二日「中宮職移」(『大日本古文書(編年)』八卷二一九頁、以下八一二九のよう略す)、同一三日「中宮職移

案⁽³⁾」(八一二三〇)は、注意される。これらの文書は、同月八日付の皇后宮職の移をうけて、中宮職から皇后宮職に、二回にわけて送られた「音声舍人」の送状である。このうち、第二回目の一三日送付分七人の中に、「守馬養」という人物がみえている。

これと関連するとと思われるのが、「高麗樂人貢文」(八一二二一)と題される文書である。これは、高麗樂人二五人に関するものであるが、その性格は明らかでなく、「貢文」となしうるか確証はない。しかし、この文書の日付が、天平一五年七月一三日である点は注意される。この日は、上述の「音声舍人」の第二回目の送付日と同じなのである。

しかも、さらに注目すべきは、同じ日付をもつ「中宮職移案」とこの「高麗樂人貢文」の背面が、ともに「一切經間校帳」(八一二〇〇)の第一紙、第二紙として、続けて用いられている点である。この両文書が、二次的利用、すなわち「一切經間校帳」作成の際に貼継がれたか、それとも、それ以前にすでに貼継がっていたものを、そのまま二次利用したのか、いずれかは明らかにしがたい。しかし、この両文書が、相互に関連をもつことは確かであろう。

この点からみると、天平一五年七月のおそらく中下旬ごろ、皇后宮職の関係する何らかの行事が、行なわれる予定になつていたらしい。その要員として、「音声舍人」一九人や「高麗樂人」二五人が、皇后宮職に集められたのであろう。したがつて、「音声舍人」は、

高麗樂（これのみに限定する必要はないが）の演奏にあわせて、合唱したのではなかろうか。

この「音声舍人」の一人に、「守馬養」という人物が見えることは、注目される。彼が「音声舍人」となったのは、歌唱力という個人的資質にもとづくところが大きいと思われる。しかし、一面で、守部氏と音楽との関係を示しているとも考えられる。

つぎに、「多度神宮寺伽藍縁起資財帳」に注目したい。これには「楽具」の項があり、大鼓一面以下を列举している。したがって、延暦ごろ、多度神社に楽人がいた可能性は十分にある。そのことは、

とりもなおさず、楽頭の存在も想定しうることを意味する。

これと関連して、元禄一一年（一六九八）に、尾張国津島神社の神官であった真野（藤浪）時繩が著した『多度大神本縁略記』⁽⁵⁾も注意される。その下巻の「年中行事」の項によると、正月元日、同一

五日、二月一五日、三月三日、七月七日の祭礼に「神樂」が奉納された、とある。

また、寛政六年（一七九四）、元多度神社神主平野直隆が著した『多度神社大祭御神事規式簿⁽⁶⁾』は、五月五日の祭礼の次第を記したものである。そのなかに、「一同三日ノ夜迄大神樂奏進ヲ初メ候事、是モ三日迄熱田ノ神樂役ノモノトモ罷越候テハ物入等多分ニ相懸リ候ニ付未今ハ四日ノ夜迄五日終日奏進スル也」という一節がみえ、大神樂の奏進が行なわれたことが記されている。⁽⁷⁾

これらの著作は、ともに江戸時代のもので、永禄・元亀の多度神社焼失以後のものである。したがって、それ以前に、これらの書物に記されるような神樂の奉納があつたか否かは、明らかでない。しかし、多度神社の祭礼と神樂との関係まで否定する必要はあるまい。以上から、多度神社には、九世紀ごろから楽人がおり、楽頭が存在した可能性があると思われる。袖井遺跡は多度神社と関係が深い。この点からみて、袖井遺跡から楽頭に関する木簡が出土することは、大いにありうると思われる。

3 「神代」と「□代」

前述のごとく、島田貞彦氏による第1号木簡の釈文は、出土後早い時期に実見して読まれたものである点で、簡単には無視しがたい。そこにおいて島田氏が、89を「神代」と読んでいる点は、注意を要する。

この部分は、現状では腐蝕がひどく、墨がほとんど残っていない。このため、島田氏の釈文は全く確認できない。しかし、昭和六年の実見当時は、現在よりもよく読めたかもしれない。したがって、「神代」という釈文は、否定も肯定もしえないことは、前述の通りである。

この点で注意すべきは、前述した平野直隆の『多度神社大祭御神事規式簿⁽⁸⁾』である。その中で平野直隆は、肱江村に「神代」という職名の神人がいたことを述べ、五月五日の大祭の鬼⁽⁹⁾は、永禄以前は

「神代」が勤めていたことを強調している。この「神代」のことばは、天保五年（一八三四）八月の『多度大神宮由緒書』にも、「神代児馬上^上下^下肱江村^お出候事^事同^同村庄屋役人^{役人}」とみえる。しかし、これらより古い『多度大神本縁略記』にはみえない。したがって、現在までのところ、永禄以前に、「神代」なる神人が存在した確証は見いだせない。しかし、島田氏の釈文と対比するとき、興味深い職名である。

一方、第2号木簡には、9「代」という文字がみえる。しかし、8は「神」ではない。8は判読しがたいが、「顕」の字体の一つと似ている（写真3-1(h)）。もし「顕」とすると、「守部顕代」という人名の可能性も出てくる。しかし、「顕」と断定はできない。上述のごとく、「顕」その他の可能性もある。

「□代」は人名ではなく、下につづけて「□代糲」であるかもしれない。その場合、第1号木簡の島田氏の釈文の「神」がおかしく、第2号木簡と同じく「□代糲」なのかもしれない。いずれにせよ、今の段階では、確言を避けざるをえない。

第二に、柚井遺跡や多度神社、守部氏などについて再検討する中で、手掛けられられるかもしれない。柚井遺跡で行なわれた祭礼の実態、多度神社の古い時点での祭礼の具体相、守部氏という氏族の性格と柚井遺跡・多度神社とのかかわり、などの諸点を追究することが必要であろう。

第三に、第3号木簡については、今までのところ、ほとんど検討が加えられていない。⁽⁹⁾ 墨書の有無も含めて、詳細に検討することが必要であろう。

注

(1) この文献は、その後、「三重県考古誌考1 桑名郡多度町柚井貝塚誌考 全」（三重県郷土資料叢書33、一九七一年九月）として活字化された。

(2) 栗原a「柚井遺跡（一九七七年以前出土の木簡⁽¹⁾）」（『木簡研究』創刊号、一九七九年十一月）

同b「柚井遺跡出土の木簡」（『木簡研究』2、一九八〇年十一月）

まず第一に、両木簡の釈文を確定することである。今回試みたモノクロ写真・赤外線写真・赤外線テレビ以外の方法が開発されれば、それによって、不明の文字が読めるかもしれない。一方、両木簡の出土後できるだけ早い時期の写真や記録を見つけ出すことも、大切である。それらによって、現在では全く読めないか、もしくは極めて読みにくくなっている文字に関する手掛けが、得られるかもしれない。

以上、第2号木簡の現物の出現にともなって、第1号・第2号木簡の両方について行なった調査の結果を示し、若干の考察を述べた。最後に、今後の課題を提示して、本稿を終りたい。

五 む す び

同c 「守部小考—袖井遺跡出土木簡の検討—」（大阪市立大学『人文

研究』三三一十二、一九八二年三月）

同d 「袖井遺跡と林魁一論文」（『三重の古文化』五五、一九八六年三月）

なお、本稿で前稿と称するのは、b論文である。

(4) (3) 文書名は「中宮職移」とすべきであろう。

この資財帳の史料批判については、水谷悌二郎「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳考」（『画説』三、一九三七年）、同「多度神宮寺伽藍縁起并資財帳考（改訂稿）」（『三重の文化』十四、一九五八年）、磯田信義「『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』の史料的価値をめぐって」（『文化史学』三二、一九七六年）、矢野建一「『多度神宮寺伽藍縁起并資財帳』の史料的特質」（『地方史研究』一四七号、一九七七年）など参照。

(5) 神宮文庫に寛延元年（一七四八）の写本を蔵する（第一門10540号）。

筆者真野時綱については、服部知一「真野時綱の研究」（『皇学』一一五、二一、二一九三三）（四年）参照。

(6) (6) 『日本祭礼行事集成』第三卷（一九七〇年）所収。

この記事によると、五月五日の祭礼の大神樂奏進に、熱田神宮から「神樂役ノモノトモ」が来ていたことがわかる。この点は、きわめて興味ぶかい。『張州府志』五卷の熱田神宮の祠官の項によると、同社の大内人は、守部宿祢を称していた、とある。『塙尻』十二、十四にも、同じことがみえる。また、同神宮には、治承二年（一一七八）等の修理銘をもつ舞楽面が、計十一面伝わっており（野間清六『日本仮面史』一九五七六ページ）、樂所機構がそなわっていたと考えられている（林屋辰三郎『中世芸能史の研究』二四八九ページ）。この大内人守部宿祢といつから多度神社の祭礼に関係するようになったのか、今のところ明ら

かにしがたい。

注(6)に同じ。

(9) (8) 第3号木簡については、注(2)拙稿bに写真を掲げ、簡単な説明を加えておいたが、もとより不十分である。

〔付記〕 本稿は、一九八五年一二月八日、木簡学会第七回大会において、「袖井遺跡出土木簡補考」と題して報告したものに、若干の補訂を加えて成稿したものである。

本稿がなるにあたっては、以下の多方面の御協力と御教示をいただいた。綾村宏・伊東春夫・狩野久・岸俊男・鬼頭清明・佐藤宗諭・鈴木健哉・館野和己・寺崎保広・橋本義則・京都国立博物館・奈良国立文化財研究所。記して感謝いたします。とりわけ、本稿作成の機縁と実物を検討する機会を与えて下さった、第2号木簡の所蔵者鈴木健哉氏に、あらためて深く感謝いたします。

（一九八六年九月十九日成稿）